

市第17号議案

戸塚区における町区域の変更及び字区域の廃止

次のように戸塚区において町区域を変更し、及び字区域を廃止する。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

1 町区域の変更

変更後の区域		変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図	
戸塚区 戸塚町	戸塚区矢部町の一部	別図のとおり	
	戸塚区吉田町の一部		
戸塚区 吉田町	戸塚区戸塚町の一部		
	戸塚区矢部町の一部		

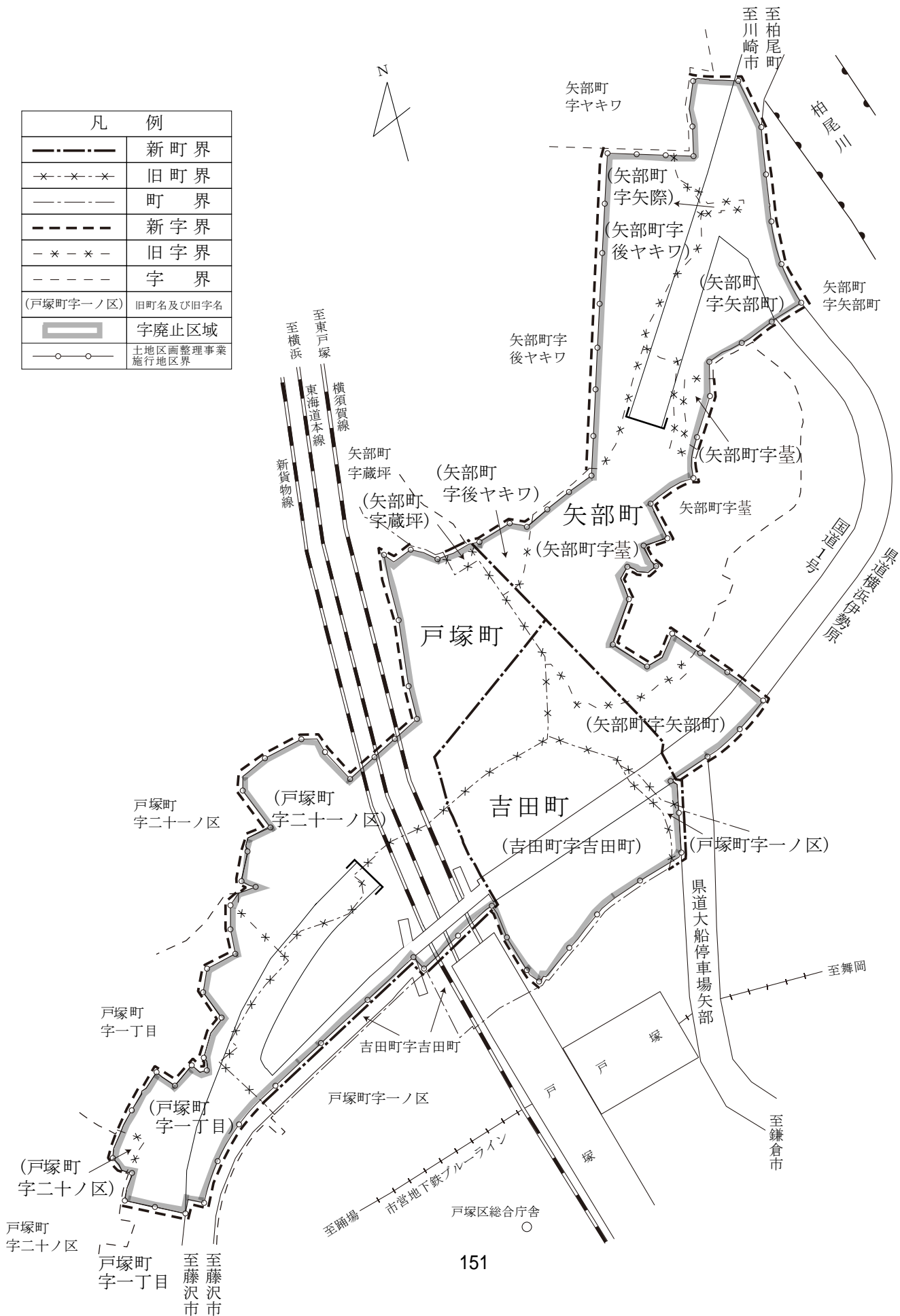
2 字区域の廃止

廃止する字区域		区域図
戸塚区 戸塚町	字一ノ区の一部	別図のとおり
	字一丁目の一部	
	字二十一ノ区の一部	
	字二十ノ区の一部	
戸塚区 矢部町	字矢際	
	字後ヤキワの一部	
	字蔵坪の一部	
	字墓の一部	

市第 17 号

	字矢部町の一部
戸 塚 区 吉 田 町	字吉田町の一部

戸塚区における町区域の変更及び字区域の廃止図 別図



提 案 理 由

横浜国際港都建設事業戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の施行に伴い、戸塚区戸塚町等の町区域を変更し、及び同区同町字一ノ区の一部等の字区域を廃止したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第2項及び第3項省略）